



## 第Ⅲ章

# 林業と山村

我が国の林業は、木材等の生産活動を通じて森林の有する多面的機能の発揮に寄与する一方、産出額の減少、木材価格の下落等の厳しい状況が続いてきた。このような中で、施業の集約化や林業労働力の確保・育成等に向けた取組が進められている。

また、特用林産物は林業産出額の5割近くを占め、山村は住民が林業を営む場として、それぞれ重要な役割を担っている。

本章では、林業生産、林業経営及び林業労働力の動向等について記述するとともに、併せてきのご類をはじめとする特用林産物や山村の動向について記述する。

## 1. 林業の動向

我が国の林業は、長期にわたり産出額の減少、木材価格の下落等の厳しい状況が続いてきたが、近年は国産材の生産量の増加、自給率の上昇など、活力を回復しつつある。また、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、施業の集約化や林業労働力の確保・育成等に向けた取組が進められている。

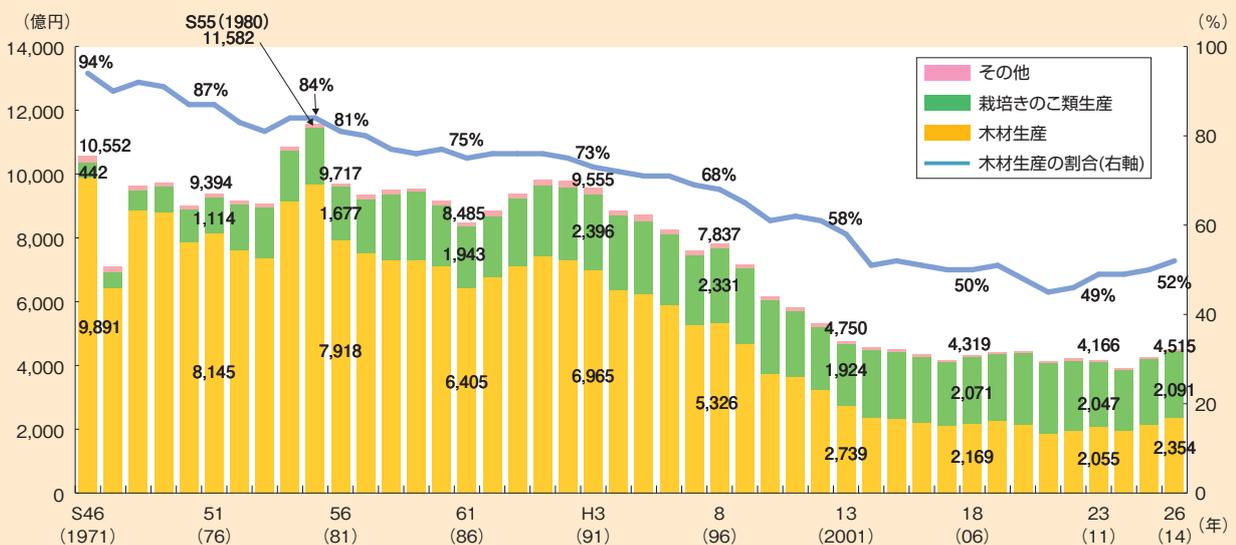
以下では、林業生産の動向、林業経営の動向及び林業労働力の動向について記述する。

## (1) 林業生産の動向

### (木材生産の産出額はピーク時の2割)

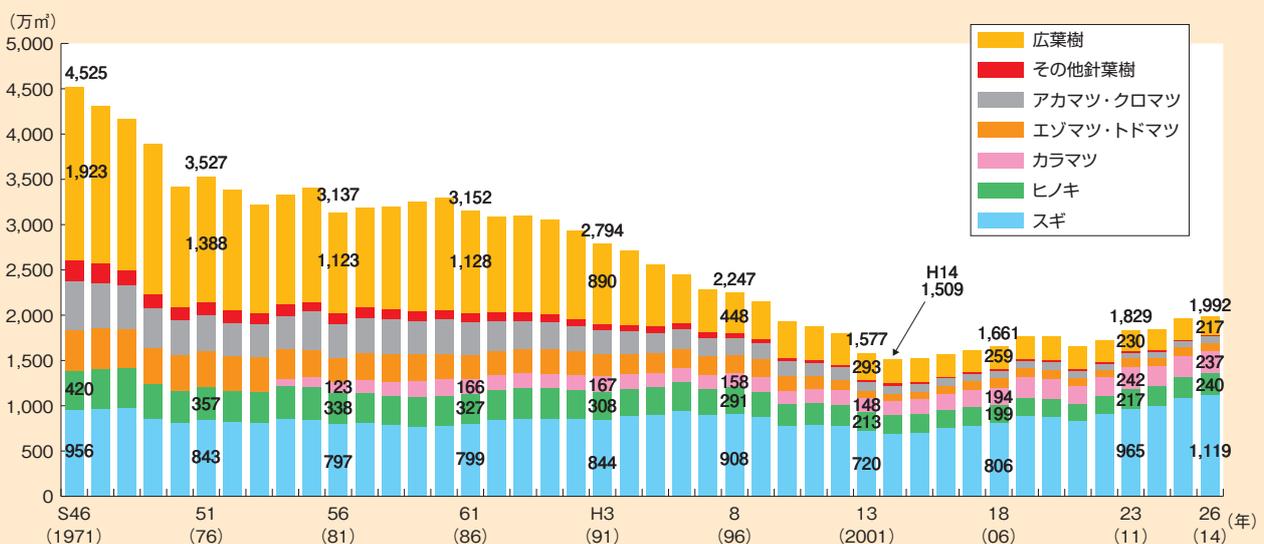
林業産出額は、国内における林業生産活動によって生み出される木材、栽培きのご類、薪炭等の生産額の合計である。我が国の林業産出額は、昭和55(1980)年の約1.2兆円をピークに、長期的には減少傾向で推移しているが、平成26(2014)年は、木材生産の針葉樹の産出量の増加や価格の上昇、栽培きのご類の価格の上昇等により、前年比6%増の

資料Ⅲ-1 林業産出額の推移



注：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。  
資料：農林水産省「生産林業所得統計報告書」

資料Ⅲ-2 国産材生産量(樹種別)の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」

4,515億円となり、2年連続で増加した。

このうち木材生産の産出額は、昭和55(1980)年の約1兆円から、近年は2,000億円程度まで減少していたが、平成26(2014)年は前年比10%増の2,354億円となっている。林業産出額全体に占める木材生産の割合は、昭和55(1980)年には84%であったが、平成14(2002)年以降は5割程度で推移している。

これに対して、栽培きのご類生産の産出額は、昭和58(1983)年以降、2,000億円程度で推移しており、平成26(2014)年は前年比3%増の2,091億円となっている(資料Ⅲ-1)。

### (国産材の生産量は近年増加傾向)

国産材の生産量は、昭和46(1971)年以降長期的に減少傾向にあったが、平成14(2002)年の1,509万㎡を底に増加傾向にあり、平成26(2014)年は1,992万㎡となっている。国産材の樹種別生産量をみると、平成26(2014)年は、スギについては合板用等の需要が増加したことから前年比3%増の1,119万㎡となっており、スギの生産量は前年に引き続き2年連続で1,000万㎡を上回った。ヒノキ及びカラマツについては製材用等の需要が増加したことから、それぞれ4%増の240万㎡、5%増の237万㎡、広葉樹については9割以上を占める木材チップ用の生産が減少したことから前年比10%減の217万㎡となっている。この結果、平成26

(2014)年の国産材生産量の樹種別割合は、スギが56%、ヒノキ及びカラマツがそれぞれ12%、広葉樹が11%となっている(資料Ⅲ-2)。なお、主要樹種の用途については、スギ、カラマツは製材用と合板用、ヒノキは製材用、広葉樹は木材チップ用が多くなっている。

また、主要樹種の都道府県別生産量をみると、平成26(2014)年は多い順に、スギでは宮崎県、秋田県、大分県、ヒノキでは岡山県、高知県、愛媛県、カラマツでは北海道、岩手県、長野県、広葉樹では北海道、岩手県、鹿児島県となっている(資料Ⅲ-3)。

国産材の地域別生産量をみると、平成26(2014)年は多い順に、東北、九州、北海道となっており、生産量の地域別割合は、東北が25%、九州が23%、北海道が17%となっている。国産材生産量が最も少なかった平成14(2002)年と比較すると、資源量の増加や合板への利用拡大等により、ほとんどの地域で生産量が増加しており、特に東北、九州で伸びている(資料Ⅲ-4)。

### (素材価格は長期的に下落傾向)

スギの素材価格\*1は、昭和55(1980)年の39,600円/㎡をピークに下落してきた。昭和62

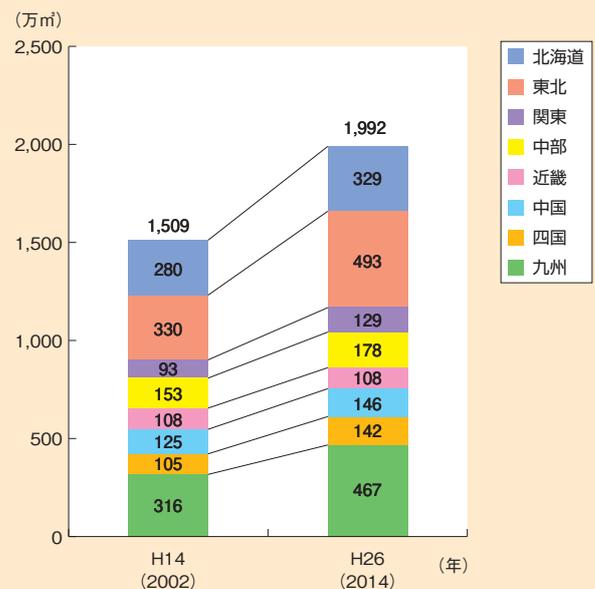
### 資料Ⅲ-3 主要樹種の都道府県別生産量 (平成26(2014)年の上位10位)

(単位: 万㎡)

	スギ	ヒノキ	カラマツ	広葉樹
第1位	宮崎 153	岡山 24	北海道 164	北海道 59
第2位	秋田 108	高知 23	岩手 30	岩手 30
第3位	大分 79	愛媛 20	長野 24	鹿児島 16
第4位	熊本 69	熊本 20	青森 4	福島 12
第5位	青森 60	大分 16	群馬 3	広島 10
第6位	岩手 60	岐阜 15	岐阜 3	秋田 10
第7位	鹿児島 51	三重 12	山梨 2	島根 8
第8位	福島 45	静岡 11	秋田 2	宮崎 7
第9位	宮城 43	広島 9	福島 2	青森 6
第10位	高知 35	茨城 8	東京 1	山形 5

資料: 農林水産省「木材需給報告書」

### 資料Ⅲ-4 国産材生産量(地域別)の推移



資料: 農林水産省「木材需給報告書」の結果を基に林野庁で集計。

\*1 製材工場着の価格。

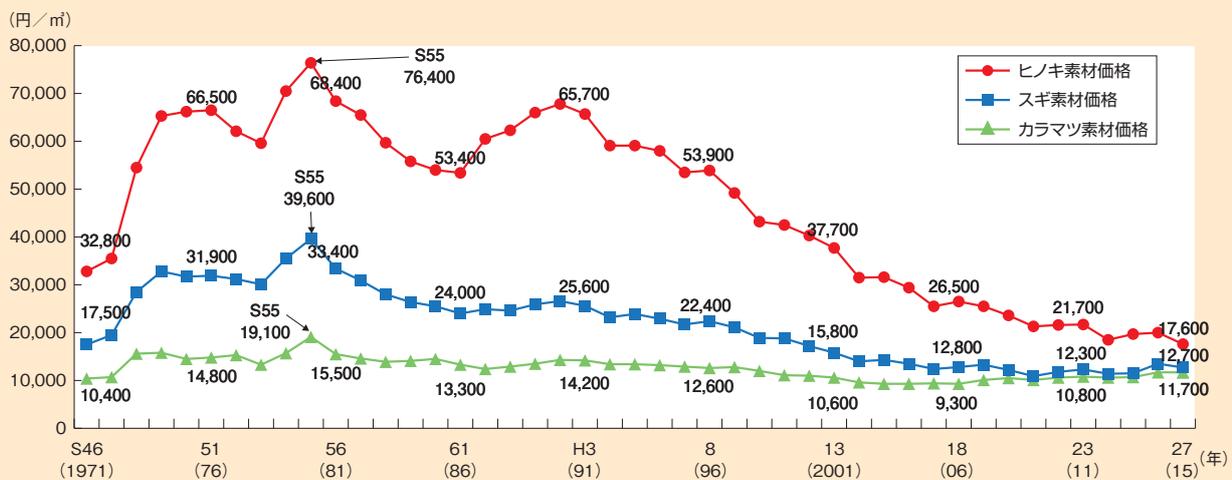
(1987)年から住宅需要を中心とする木材需要の増加により若干上昇したものの、平成3(1991)年からは再び下落し、近年は12,000円/㎡前後で推移している。

ヒノキの素材価格は、スギと同様に、昭和55(1980)年の76,400円/㎡をピークに下落してきた。昭和62(1987)年からは上昇したものの、平成3(1991)年からは再び下落し、近年は20,000円/㎡前後で推移している。

カラマツの素材価格は、昭和55(1980)年の19,100円/㎡をピークに下落してきたが、平成16(2004)年を底にその後は若干上昇傾向で推移し、近年は11,000円/㎡前後で推移している(資料Ⅲ-5)。

平成27(2015)年の素材価格は、スギ、ヒノキについては下落し、スギは12,700円/㎡、ヒノキは17,600円/㎡、カラマツは前年と同程度の11,700円/㎡となった。

### 資料Ⅲ-5 スギ・ヒノキ・カラマツの素材価格の推移

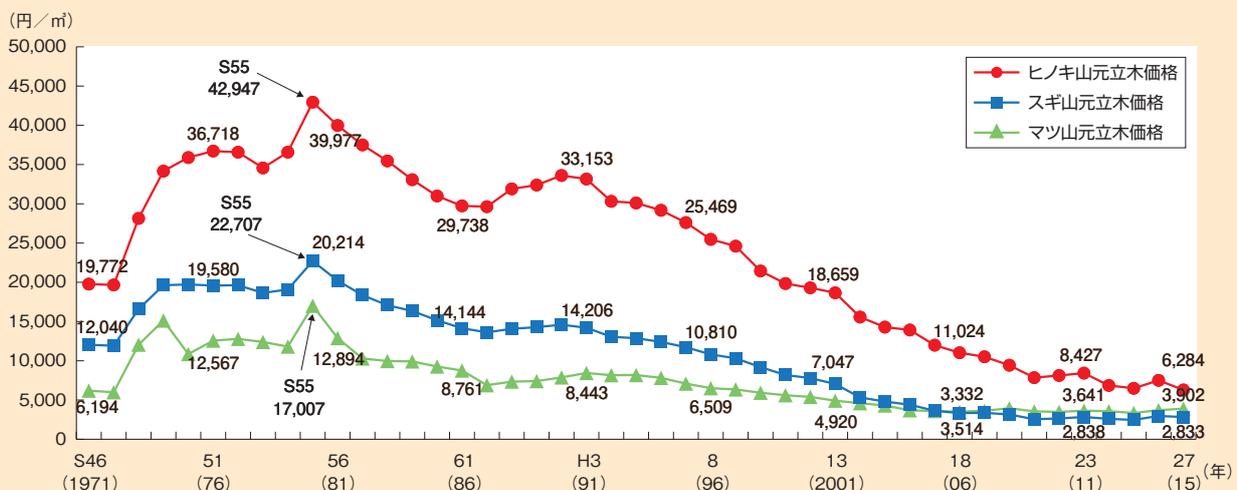


注1: 「スギ素材価格」、「ヒノキ素材価格」、「カラマツ素材価格」は、それぞれの中丸太(径14~22cm(カラマツは14~28cm)、長さ3.65~4.00m)の価格。

2: 平成25(2013)年の調査対象の見直しにより、平成25(2013)年の「スギ素材価格」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続しない。

資料: 農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

### 資料Ⅲ-6 全国平均山元立木価格の推移



注: マツ山元立木価格は、北海道のマツ(トドマツ、エゾマツ、カラマツ)の価格である。

資料: 一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」

## (山元立木価格はピーク時の1割～2割)

山元立木価格は、林地に立っている樹木の価格で、樹木から生産される丸太の材積(利用材積) 1 m<sup>3</sup>当たりの価格で示される。最寄木材市場渡し素材価格から、伐採や運搬等に掛かる経費(素材生産費等)を控除することにより算出され、森林所有者の収入に相当する。

平成27(2015)年3月末現在の山元立木価格は、スギが前年同月比5%減の2,833円/m<sup>3</sup>、マツ(トドマツ、エゾマツ、カラマツ)が5%増の3,902円/m<sup>3</sup>であった。ヒノキについては、前年同月比16%減の6,284円/m<sup>3</sup>で平成25(2013)年と同程度の水準となった。ピーク時の昭和55(1980)年の価格と比べると、スギは12%、ヒノキは15%、マツは23%となっている(資料Ⅲ-6)。

## (2) 林業経営の動向

### (ア) 森林保有の現状

#### (保有面積の小さい森林所有者が多数)

「2010年世界農林業センサス」では、「私有林」\*<sup>2</sup>における林業構造の実態を把握する基本単位として、林家と林業経営体の2つを設定している。このうち「林家」とは、保有山林面積\*<sup>3</sup>が1ha以

上の世帯であり、その数は約91万戸、保有山林面積は合計で521万haとなっている。なお「1990年世界農林業センサス」によると、保有山林面積が0.1～1ha未満の世帯の数は145万戸であったことから、現在も保有山林面積が1ha未満の世帯の数は相当数にのぼるものと考えられる。

また「林業経営体」とは、「保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林施業計画\*<sup>4</sup>を作成している」、「委託を受けて育林を行っている」又は「委託や立木の購入により過去1年間に200m<sup>3</sup>以上の素材生産を行っている」のいずれか

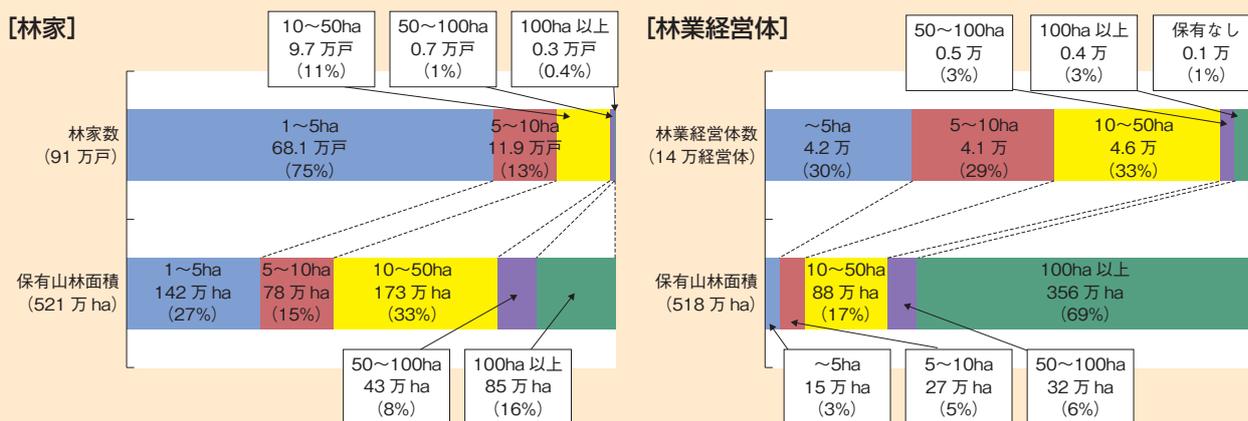
## 資料Ⅲ-7 林業経営体数の組織形態別内訳

(単位：経営体)

林業経営体	
家族林業経営体	125,592
法人経営(会社等)	456
個人経営体	125,136
組織林業経営体	14,594
法人経営(会社・森林組合等)	6,333
非法人経営	6,588
地方公共団体・財産区	1,673
合計	140,186

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

## 資料Ⅲ-8 林家・林業経営体の数と保有山林面積



注：( )内の数値は合計に占める割合である。  
資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

- \*2 「2010年世界農林業センサス」の定義では、「私有林」は「個人、会社、社寺、各種団体等が所有している林野」とされている。(農林水産省ホームページ「2010年世界農林業センサス」)
- \*3 所有山林面積から貸付山林面積を差し引いた後、借入山林面積を加えたもの。
- \*4 30ha以上のまとまりを持った森林について、造林や伐採等の森林施業に関する5か年の計画で、平成24(2012)年度から「森林経営計画」に移行。

に該当する者である。林業経営体の数は約14万経営体、保有山林面積は合計で518万haとなっている。このうち、1世帯(雇用者の有無を問わない。)で事業を行う「家族林業経営体<sup>\*5</sup>」の数は約12.6万経営体で、林業経営体の9割を占めている(資料Ⅲ-7)。

「2010年世界農林業センサス」によると、我が国の「私有林」では、保有山林面積が10ha未満の林家が、林家数の9割を占めている。これに対して、保有山林面積が10ha以上の林家は、林家数の12%にすぎないものの、林家による保有山林面積の約6割に当たる301万haを占めている(資料Ⅲ-8)。

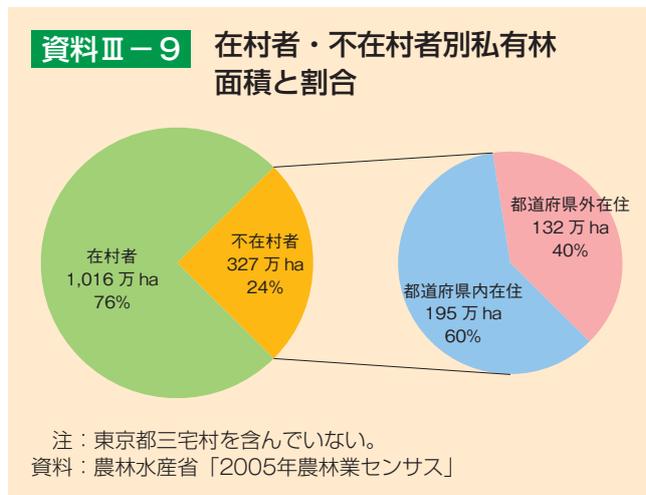
また、保有山林面積が10ha未満の林業経営体は、林業経営体数の約6割を占めている。これに対して、保有山林面積が100ha以上の林業経営体は、林業経営体数の3%にすぎないものの、林業経営体による保有山林面積全体の約7割に当たる356万haを占めている(資料Ⅲ-8)。

**(森林所有者の特定と境界の明確化が課題)**

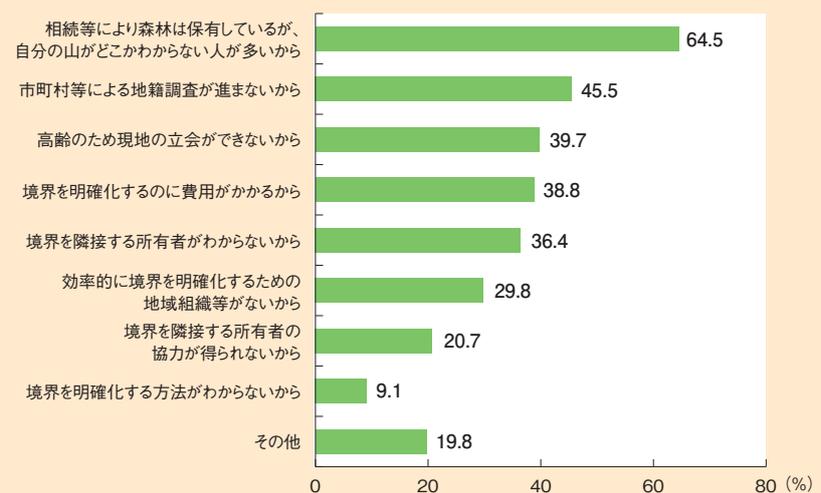
我が国の私有林では、森林所有者の高齢化が進んでおり、平成22(2010)年には、家族林業経営体の経営主の平均年齢が66.0歳で、約7割が60歳以上となっている<sup>\*6</sup>。また、相続に伴う所有権の移転等により、森林の所在する市町村に居住し、又は事業所を置く者以外の者(不在村者)の保有する森林が増加している。平成17(2005)年には、不在村者による保有山林面積が、私有林面積の24%を占めており、そのうちの約4割は当該都道府県外に居住する者等の保有となっている(資料Ⅲ-9)。このような中で、森林所有者や境界が不明で整備が進まない森林もみられ、所有者の特定と境界の明確化が課題となっている。

平成27(2015)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」で、林業者モニター<sup>\*7</sup>に対して森林の境界の明確化が進まない理由について聞いたところ、「相続等により森林は保有しているが、自分の山がどこかわからない人が多いから」、「市町村等による地籍調査が進まないから」、「高齢のため現地の立会ができないから」という回答が多かった(資料Ⅲ-10)。

所有者の特定については、平成23(2011)年の「森林法」の改正により、平成24(2012)年4月から、新たに森林の土地の所有者となった者に対して、



**資料Ⅲ-10 森林の境界の明確化が進まない理由(複数回答)**



注：林業者モニターを対象とした調査結果。  
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

<sup>\*5</sup> 家族林業経営体125,592経営体のうち、山林(3ha以上)を保有する経営体は124,041経営体(99%)であることから、家族林業経営体(定義上は山林を保有する世帯に限らない)のほとんどが林家(山林(1ha以上)を保有する世帯)に含まれる。  
<sup>\*6</sup> 農林水産省「2010年世界農林業センサス」  
<sup>\*7</sup> この調査での「林業者」は、「2010年世界農林業センサス」で把握された林業経営体の経営者。

市町村長への届出を義務付ける制度<sup>\*8</sup>が開始され、1 ha未満の小規模な森林の土地の所有者の異動も把握することが可能となった<sup>\*9</sup>。あわせて、森林所有者等に関する情報を行政機関内部で利用するとともに、他の行政機関に対して、森林所有者等の把握に必要な情報の提供を求めることができることとされた<sup>\*10</sup>。平成27(2015)年度には、国土交通省において、有識者による「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」が開催され、関係省庁も参画しつつ、所有者探索における実務担

当者の負担を軽減するための取組や、所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取組について検討が行われ、その結果が取りまとめられるとともに、実務担当者向けに所有者の探索方法等に関するガイドラインが公表された<sup>\*11</sup>。

また、土地の境界については「地籍調査<sup>\*12</sup>」が行われているが、林地における実施面積の割合は平成26(2014)年度末時点で44%にとどまっており、平成31(2019)年までに50%とすることが目標とされている<sup>\*13</sup>。このような中で、林野庁と国土交

### 事例Ⅲ－1 過去の空中写真の立体視により境界確認を効率化

秋田県湯沢市の雄勝広域森林組合では、平成27(2015)年度から、過去の空中写真の立体視による境界確認に取り組んでいる。空中写真には、地域の事情に詳しい同組合の職員が、登記情報や森林の現況を基に森林所有者等を特定した結果や、地形や林相界等について作成したGISの地図データを反映させている。

境界確認は、森林所有者に集会所等に集まってもらい、参加者全員で空中写真を立体視することでお互いの記憶を引き出しながら行い、その結果判明した境界線等について、現在の空中写真から作成したオルソ画像<sup>注</sup>に書き込み、境界の明確化に役立てている。また、境界確認を行うことで、現地踏査やGPS測量の実施、施業実施の希望者が出るなど、森林所有者の森林管理に対する意識の向上にもつながっている。

これまでは、公図や森林簿の情報を利用し、個別に森林所有者等と現地に行き境界確認を行っていたが、この方法を用いることで現地に行くことなく境界確認を行うことが可能となった。森林所有者の高齢化が進む中で、境界確認を効率的に行う有効な手法の一つとなり得ることから、このような取組が普及することにより、今後の境界明確化の進展が期待される。

注：標高データを用いて空中写真に生ずる歪みを無くし、真上から見たような傾きの無い画像に変換し、位置情報を付与したもの。



3Dメガネで過去の空中写真から境界を判読



立体視の結果をオルソ画像へ反映

- \*8 「森林法」第10条の7の2、「森林法施行規則」(昭和26年農林省令第54号)第7条、「森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について」(平成24(2012)年3月26日付け23林整計第312号林野庁長官通知)
- \*9 1 ha以上の土地取引については、「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく届出により把握される。
- \*10 「森林法」第191条の2、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成23(2011)年4月22日付け23林整計第26号林野庁長官通知)ほか。
- \*11 国土交通省プレスリリース「所有者の所在の把握が難しい土地について地方公共団体等向けの支援を開始します～土地所有者の探索や土地の利活用がスムーズに～」(平成28(2016)年3月15日付け)
- \*12 「国土調査法」(昭和26年法律第180号)に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
- \*13 「国土調査事業十箇年計画」(平成22(2010)年5月25日閣議決定)

通省は、森林の境界明確化活動と地籍調査の成果を相互に活用するなど、連携しながら境界の明確化に取り組んでいる。

さらに、多くの労力を必要とする現地での境界確認の効率化に向けて、GIS<sup>\*14</sup>の地図データが反映された空中写真を立体視することにより、現地に行くことなく境界を明らかにする取組等も行われている(事例Ⅲ-1)。

### (イ) 林業経営体の動向

#### (a) 全体の動向

##### (森林施業の主体は林家・森林組合・民間事業体)

我が国の私有林における森林施業は、主に林家、森林組合及び民間事業体によって行われている。このうち、森林組合と民間事業体(以下「林業事業体」という。)は、主に森林所有者等からの受託又は立木買いによって、造林や伐採等の作業を担っている。

平成22(2010)年には、森林組合は、植林、下刈り等及び間伐については全国の受託面積の5割以上を占めており、保育等の森林整備の中心的な担い手となっている。また、民間事業体は、主伐の約7割を実施しており、素材生産の中心的な担い手となっている。平成17(2005)年と平成22(2010)年を比較すると、特に、間伐の受託面積が増加している中で、民間事業体の割合が上昇している(資料Ⅲ-11)。

##### (素材生産量の多い林業経営体の割合が上昇)

「2010年世界農林業センサス」によると、調査期間<sup>\*15</sup>の1年間に素材生産を行った林業経営体は、全体の約9%に当たる12,917経営体となっている。このうち、受託又は立木買いにより素材生産を行った林業経営体は3,399経営体で、素材生産量について組織形態別の割合をみると森林組合は28%、民間事業体は49%となっている。

受託又は立木買いにより素材生産を行った林業経営体について、1経営体当たりの素材生産量をみると、平成17(2005)年には2,485m<sup>3</sup>であったが、平成22(2010)年には3,211m<sup>3</sup>となっており、3割程度増加している。また、年間素材生産量5,000

m<sup>3</sup>以上の林業経営体による素材生産量の占める割合は、平成17(2005)年には全体の64%であったが、平成22(2010)年には75%に上昇している(資料Ⅲ-12)。

さらに、素材生産の労働生産性をみると、規模が大きい林業経営体ほど高くなっている。この要因としては、規模が大きい林業経営体では機械化が進んでいることなどが考えられる(資料Ⅲ-13)。

##### (木材販売収入に対して育林経費は高い)

我が国の林業は、木材価格の下落等により、販売収入に対して育林経費が高くなっている。50年生の杉人工林の主伐を行った場合の木材収入は、平成27(2015)年の山元立木価格に基づいて試算す

資料Ⅲ-11 林業作業の受託面積



注：「民間事業体」は、株式会社、合名・合資・合同会社、相互会社。「その他」は、地方公共団体、財産区、個人経営体等。  
資料：農林水産省「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」

\*14 「Geographic Information System」の略。位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

\*15 平成21(2009)年2月から平成22(2010)年1月までの間。

ると、88万円/haとなる<sup>\*16</sup>。これに対して、スギ人工林において、50年生(10齢級<sup>\*17</sup>)までの造林及び保育に掛かる経費は、「平成25年度林業経営統計調査報告」によると、114万円/haから245万円/haとなっている<sup>\*18</sup>。このうち約9割が植栽から10年間に必要となっており、初期段階での育林経費の占める割合が高い(資料Ⅲ-14)。

このため、植栽から保育、伐採までの長期にわたる林業経営を行うには、公的な支援が必要な状況であり、また、育林経費の低コスト化、木材の販売収入の拡大等が重要な課題となっている。

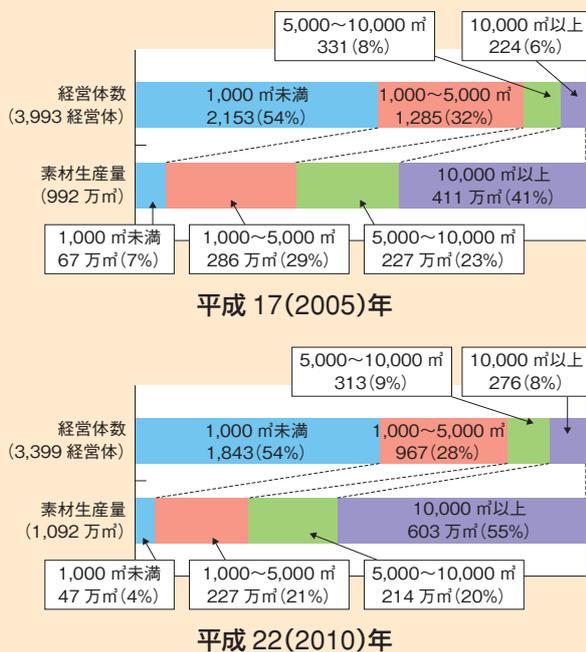
### (b) 林家の動向

#### (林家による施業は保育作業が中心)

林家による施業は、保育作業が中心であり、林業経営による収益は少なくなっている。

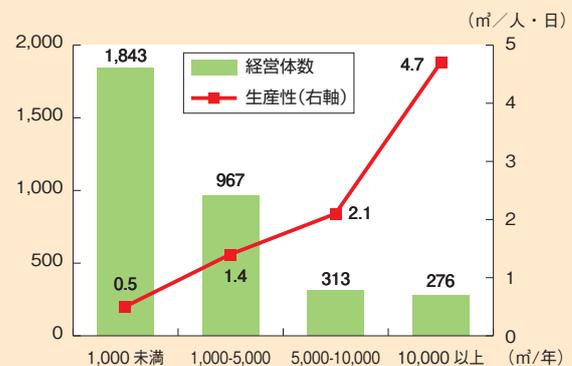
家族林業経営体のうち、過去5年間に保有山林において植林、下刈り、間伐、主伐等の何らかの林業作業を行った者は、平成22(2010)年には全体の約8割であった。作業別の実施割合をみると、下刈りを実施した者、間伐を実施した者はそれぞれ5割程度である一方、主伐を実施した者は4%、植林を実施した者は12%であった(資料Ⅲ-15)。これは、保育の必要な人工林が多く存在する一方で、木材販売収入に対して育林経費が高いことなどにより、主伐・再造林が進んでいないことによるものと考えられる。

**資料Ⅲ-12** 受託又は立木買いにより素材生産を行った林業経営体の素材生産量規模別の経営体数と素材生産量(平成17(2005)年と平成22(2010)年の比較)



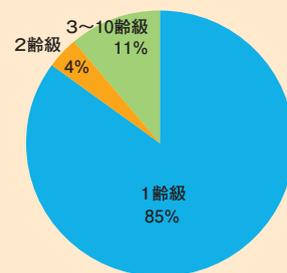
資料：農林水産省「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

**資料Ⅲ-13** 受託又は立木買いにより素材生産を行った林業経営体の素材生産量規模別の生産性



注：生産性とは、素材生産量を投下労働量(常雇い+臨時雇い)の従事日数で除した数値。  
資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

**資料Ⅲ-14** スギ人工林の造成に要する費用の齢級別割合(全国)



資料：農林水産省「平成25年度林業経営統計調査報告」(平成27(2015)年7月)

\*16 スギ山元立木価格2,833円/m<sup>3</sup>(88-89ページ参照。)に、スギ10齢級の平均材積311m<sup>3</sup>/ha(林野庁「森林資源の現況(平成24(2012)年3月31日現在)」における10齢級の総林分材積を同齢級の総森林面積で除した平均材積414m<sup>3</sup>/haに利用率0.75を乗じた値)を乗じて算出。  
\*17 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。  
\*18 地域によりばらつきがある。また、林齢によって標本数が少ないものがあることから、集計結果の利用に当たっては注意が必要とされている。

また、家族林業経営体約12.6万のうち、調査期間の1年間に何らかの林産物<sup>\*19</sup>を販売した者の数は、全体の11%にあたる約1.3万であった<sup>\*20</sup>。平成25(2013)年度の1経営体当たりの年間林業粗収益は248万円で、林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は11万円であった(資料Ⅲ-16)。

**(山林に係る相続税の納税猶予制度)**

大規模な森林を所有する林家では、相続を契機として、所有する森林の細分化、経営規模の縮小、後継者による林業経営自体の放棄等の例がみられる。林家を対象として、林業経営を次世代にわたって継続するために求める支援や対策について聞いたところ、保有山林面積規模が500ha以上の林家では、「相続税、贈与税の税負担の軽減」と回答した林家が53%で最も多かった<sup>\*21</sup>。

山林に係る相続税については、これまで、評価方法の適正化のほか、森林の公益的機能の維持や計画的な森林施業の継続を支援するため、課税価格の軽減等を図る措置が講じられてきたが、平成24(2012)年4月には、効率的かつ安定的な林業経営を実現し得る中心的な担い手への円滑な承継を税制面で支援するため、山林に係る相続税の納税を猶予する制度が創設された<sup>\*22</sup>。

**(c) 林業事業体の動向**

**(森林組合)**

森林組合は、「森林組合法」に基づく森林所有者

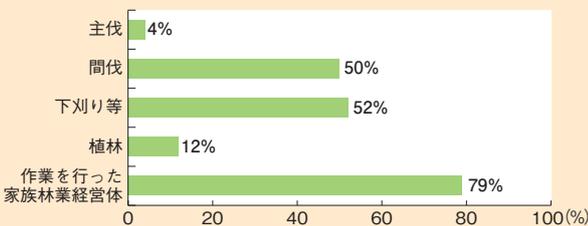
の協同組織で、組合員である森林所有者に対する経営指導、森林施業の受託、林産物の生産、販売、加工等を行っている(資料Ⅲ-17)。森林組合の数は、最も多かった昭和29(1954)年度には5,289あったが、経営基盤を強化する観点から合併が進められ、平成25(2013)年度末には644となっている。また、全国の組合員数は、平成25(2013)年度末現在で約155万人(法人含む。)となっており、組合員が所有する私有林面積は約944万ha<sup>\*23</sup>で、私有林

**資料Ⅲ-16 林業所得の内訳**

項目	単位	平成25(2013)年度
林業粗収益	万円	248
素材生産	//	174
立木販売	//	23
その他	//	51
林業経営費	//	237
請負わせ料金	//	98
雇用労賃	//	30
その他	//	109
林業所得	//	11
伐採材積	m <sup>3</sup>	151

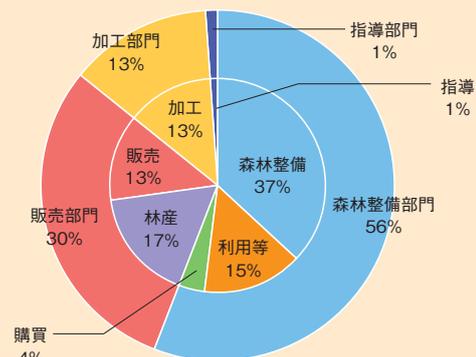
注：山林を20ha以上保有し、家族経営により一定程度以上の施業を行っている林業経営体の林業所得である。  
資料：農林水産省「平成25年度林業経営統計調査報告」(平成27(2015)年7月)

**資料Ⅲ-15 過去5年間の家族林業経営体における保有山林での林業作業別の実施者の割合**



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

**資料Ⅲ-17 森林組合における事業取扱高の割合**



資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」(平成27(2015)年8月)

\*19 用材(立木又は素材)、ほだ木用原木、特用林産物(薪、炭、山菜等(栽培きのご類、林業用苗木は除く))。  
 \*20 農林水産省「2010年世界農林業センサス」  
 \*21 農林水産省「林業経営に関する意向調査」(平成23(2011)年3月)  
 \*22 詳細については、「平成25年度森林及び林業の動向」の107ページを参照。  
 \*23 市町村有林、財産区有林も含めた民有林全体においては、組合員(市町村等を含む。)が所有する森林面積は、約1,082万haとなっている。

面積全体の約3分の2を占めている\*24。

森林組合が実施する事業のうち、新植や保育の事業量は、長期的には減少傾向で推移している。これに対して、素材生産の事業量は、平成14(2002)年を底に増加傾向にあり、平成25(2013)年度の素材生産量は前年比10%増の452万㎡となった(資料Ⅲ-18)。このうち、主伐と間伐の内訳をみると、主伐178万㎡、間伐274万㎡となっており、平成18(2006)年度の主伐146万㎡、間伐154万㎡と比べると、主伐の素材生産量が伸び悩む一方で、間伐の素材生産量が8割近く増加している\*25。

新植及び保育の依頼者別面積割合は、半数が組合員を含む個人等であり、公社等と地方公共団体はそれぞれ2割程度を占めている。また、素材生産量のうち、85%が組合員を含む私有林からの出材となっている(資料Ⅲ-19)。

現在、森林組合系統では、提案型集約化施業を最優先の業務として、全ての組合員所有森林の集約化を目指しており\*26、座談会の開催等を通じた合意形成や「森林経営計画」の作成等に取り組んでいる。また、平成27(2015)年10月に開催された全国森林組合大会において、平成28(2016)年度からの

5年間を運動期間とする新たな系統運動の方針を決定しており、引き続き施業の集約化に取り組むことで効率的な事業展開を図るとともに、系統のスケールメリットを活かした国産材の安定供給体制の構築を目指すこととしている\*27。

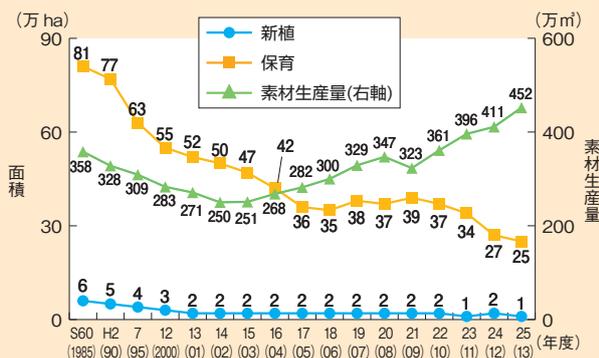
### (民間事業者)

素材生産や森林整備等の施業を請け負う民間事業者は、平成22(2010)年には1,144経営体\*28となっている。このうち植林を行った経営体は36%、下刈り等を行った経営体は53%、間伐を行った経営体は72%である。

また、受託又は立木買いにより素材生産を行った民間事業者は、841経営体となっている。これらの経営体の事業規模をみると、63%が年間の素材生産量5,000㎡未満の経営体となっており、小規模な経営体が多い\*29。素材生産の労働生産性は事業規模が大きい経営体ほど高いことから、効率的な素材生産を行うためには安定的に事業量を確保することが求められる。このような中、民間事業者におい

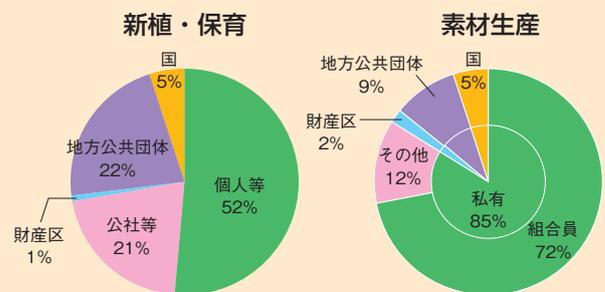


資料Ⅲ-18 森林組合の事業量の推移



資料：林野庁「森林組合統計」

資料Ⅲ-19 森林組合への作業依頼者別割合



注1：「個人等」は、国、地方公共団体、財産区、公社等を除く個人や会社。「公社等」には、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターを含む。「私有」は、国、地方公共団体、財産区を除く個人や会社。

2：「新植・保育」については依頼者別の面積割合、「素材生産」については依頼者別の数量割合。

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」(平成27(2015)年8月)

\*24 林野庁「平成25年度森林組合統計」(平成27(2015)年8月)

\*25 林野庁「森林組合統計」

\*26 全国森林組合連合会「森林組合活動21世紀ビジョン・3rdステージ 国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」(平成22(2010)年10月):7.

\*27 全国森林組合連合会「JForest 森林・林業・山村未来創造運動～次代へ森を活かして地域を創る～」(平成27(2015)年10月):3.

\*28 「2010年世界農林業センサス」による調査結果で、調査期間の1年間に林業作業の受託を行った林業経営体のうち、株式会社、合名・合資会社、合同会社、相互会社の合計。

\*29 農林水産省「2010年世界農林業センサス」

ても、森林所有者等に働きかけ、施業の集約化や経営の受託等を行う取組<sup>\*30</sup>が進められている。

また、林業者と建設業者が連携して路網整備や間伐等の森林整備を実施する「林建協働」の取組が、建設業者による「建設トップランナー倶楽部<sup>\*31</sup>」等により推進されている(事例Ⅲ-2)。建設業者は既存の人材、機材、ノウハウ等を有効活用して、林業の生産基盤である路網の開設等を実施できることから、林業者との連携によって林業再生に寄与することが期待される。

### (林業事業育成のための環境整備)

林業事業体には、地域の森林管理の主体として、造林や保育等の作業の受託から「森林経営計画」等の作成に至るまで、幅広い役割を担うことが期待さ

れることから、施業の集約化等に取り組むための事業環境を整備する必要がある。

このため、各都道府県では、林野庁が発出した森林関連情報の提供等に関する通知<sup>\*32</sup>に基づき、林業事業体に対して森林簿、森林基本図、森林計画図等の閲覧、交付及び使用を認めるように、当該情報の取扱いに関する要領等の見直しを進めている。

また、事業発注者等が明確かつ客観的な基準で事業実行者を評価し選択できるよう、林野庁では、林業事業体に関する技術者・技能者の数、林業機械の種類及び保有台数、都道府県による事業実施の成績評定の結果等の情報を登録し、公表する仕組みの例を示した。平成27(2015)年度までに、北海道、宮城県、山形県、栃木県、三重県、福岡県及び鹿児

## 事例Ⅲ-2 建設業と農林水産業の連携シンポジウムの開催

平成27(2015)年2月、農林水産省と建設トップランナー倶楽部の共催により「建設帰農・林建協働の十年の歩み」をテーマにシンポジウムが開催された。

このシンポジウムは、建設業者が地域の農林水産業への参入・連携に本格的に取り組みはじめて10年が経過したことを機に開催されたものである。農林水産業に参入した建設会社からその後の歩みが報告されるとともに、地域の建設業と農林水産業の連携による地方創生の今後の可能性について議論された。

林建協働の事例の一つとして、平成20(2008)年度に全国に先駆けて始まった岐阜県での取組が報告された。この中で、県下の建設業者約80者が林建協働に向けた取組を行っていることや森林組合と建設業が連携した組織づくりにより6つの林建協働団体が活動していること、建設従事者が路網開設、伐採等の林業に必要な基礎知識・技術を習得したことが成果として報告された。また、建設業者と林業事業体や行政との連携の促進、施業の集約化から施業実施までの実行体制構築に向けての努力が報告された。さらに、低コスト林業を実践できる技術者の養成が課題であり、そのためには建設業者が有する経営感覚や施工管理技術の活用が有効であるとの認識が共有された。



シンポジウムの様子



岐阜県における路網整備講習会の様子

\*30 例えば、「平成24年度森林及び林業の動向」の136ページを参照。

\*31 複業化や農林水産業への参入に取り組む建設業者の会。

\*32 「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)

島県が林業事業体の情報を登録し、公表しており、また、広島県が登録申請の受付を開始している。

さらに、林業事業体の計画的な事業実行体制等の構築を促進するため、地域における森林整備や素材生産の年間事業量を取りまとめて公表する取組も開始されている。

### (3) 林業労働力の動向

#### (林業従事者数は近年下げ止まりの兆し)

森林の施業は、主に、山村で林業に就業して森林内の現場作業等に従事する林業労働者が担っている。林業労働者の確保は、山村の活性化や雇用の拡大のためにも重要である。

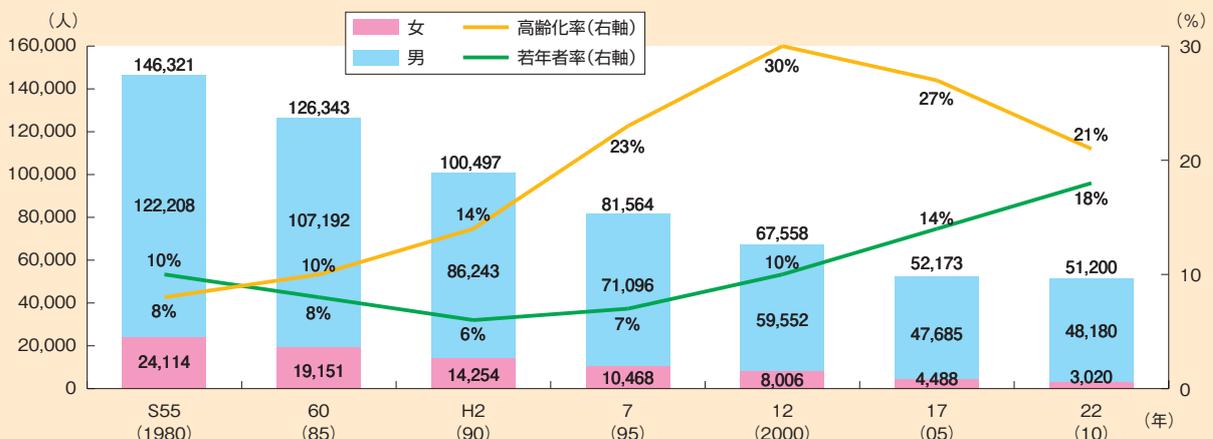
林業労働力の動向を、現場業務に従事する者である「林業従事者<sup>\*33</sup>」の数でみると、長期的に減少傾向で推移した後、平成17(2005)年は52,173人、平成22(2010)年には51,200人となっており、近年は減少のペースが緩み、下げ止まりの兆しがうか

がえるものの、増加に転ずるまでには至っていない。

林業従事者の高齢化率(65歳以上の従事者の割合)は、平成12(2000)年まで増加傾向で推移した後、平成17(2005)年以降は減少し、平成22(2010)年の時点で21%となっているが、全産業の平均10%と比べると高い水準にある。一方、若年者率(35歳未満の若年者の割合)は、平成2(1990)年以降上昇傾向で推移し、平成22(2010)年の時点で18%となっているが、全産業平均27%と比べると低い水準にある(資料Ⅲ-20)。林業従事者の平均年齢をみると、平成12(2000)年には56.0歳であったものが、若者の新規就業の増加等により、平成22(2010)年には52.1歳と若返り傾向にあるが、全産業の平均年齢45.8歳よりは高い水準にある。

一方、日本標準産業分類<sup>\*34</sup>に基づき「林業」に分類される事業所に就業している「林業就業者<sup>\*35</sup>」には、造林や素材生産など現場での業務に従事する

資料Ⅲ-20 林業従事者数の推移



注1：高齢化率とは、65歳以上の従事者の割合。  
 注2：若年者率とは、35歳未満の若年者の割合。  
 資料：総務省「国勢調査」

- \*33 国勢調査における「林業従事者」とは、就業している事業体の日本標準産業分類を問わず、林木、苗木、種子の育成、伐採、搬出、処分等の仕事及び製炭や製薪の仕事に従事する者で、調査年の9月24日から30日までの一週間に収入になる仕事を少しでもした者等をいう。
- \*34 統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動の分類。
- \*35 国勢調査における「林業就業者」とは、山林用苗木の育成・植栽、木材の保育・保護、木材からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の収集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟等を行う事業所に就業する者で、調査年の9月24日から30日までの一週間に収入になる仕事を少しでもした者等をいう。なお、平成19(2007)年の「日本標準産業分類」の改定により、平成22(2010)年のデータは、平成17(2005)年までのデータと必ずしも連続していない。詳しくは、「平成24年度森林及び林業の動向」137-138ページ参照。

者のほか、事務的な業務に従事する者、管理的な業務に従事している者等が含まれており、平成22(2010)年には、全体で68,553人となっている。

**〔緑の雇用〕により新規就業者が増加**

森林資源が充実し、間伐や主伐・再造林等の事業量の増大が見込まれる中、若者を中心とする新規就業者の確保及び育成が喫緊の課題となっている。このため林野庁では、平成15(2003)年度から、林業への就業に意欲を有する若者を対象に、林業に必要な基本的技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施している。同事業では、林業事業体に新規採用された者を対象として、各事業体による実地研修や研修実施機関による集合研修の実施を支援している。平成26(2014)年度までに、同事業を活用して新たに林業に就業した者は約1万5千人となっている。

林業事業体に採用された新規就業者数は、「緑の雇用」事業の開始前は年間約2,000人程度であったが、同事業の開始後は平均で年間約3,300人程度に増加している。この新規就業者の増加は、「緑の雇用」事業による効果と考えることができる。これらの新規就業者の大半は、他産業からの転職者が

占めており、なかでも建設業からが多くなっている<sup>\*36</sup>。

平成26(2014)年度における新規就業者数は、前年度から7%増加し3,033人となっており、平成23(2011)年度以降、3千人前後で推移している(資料Ⅲ-21)。

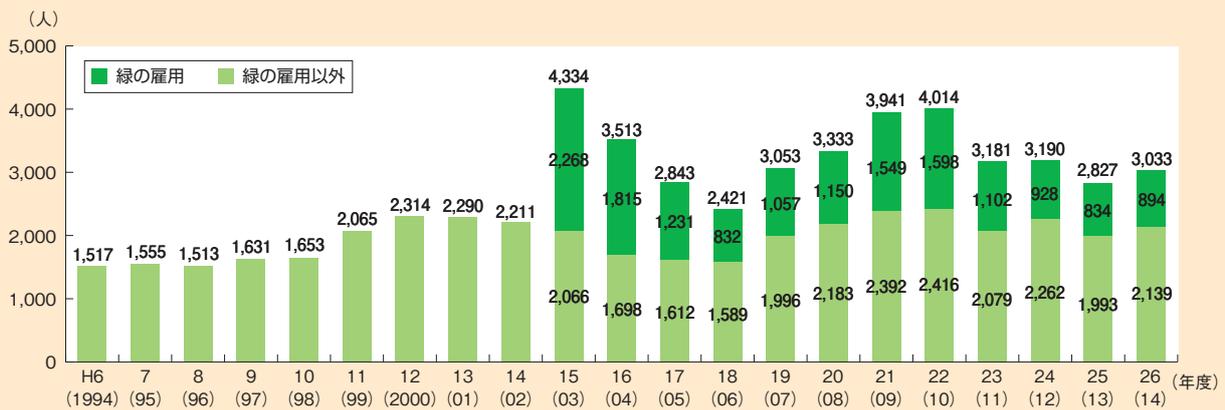
また、新規就業者の定着状況については、「緑の雇用」事業における新規就業者に対する研修修了者のうち、3年後も就業している者は7割を超えている<sup>\*37</sup>。

**〔就業前の人材育成の動き〕**

近年、就業前の若手林業技術者の教育・研修機関を新たに整備する動きが広がっている。平成24(2012)年4月に「京都府立林業大学校」が開校したほか、平成27(2015)年4月には、「秋田林業大学校<sup>\*38</sup>」及び「高知県立林業学校<sup>\*39</sup>」が設置され、若手林業技術者の育成が始まった。また、山形県及び徳島県で平成28(2016)年4月に新設される<sup>\*40</sup>。

このような中、林野庁では、平成25(2013)年度から、林業への就業希望者の裾野を広げ、将来的には林業経営も担い得る有望な人材を支援するため、林業大学校等に通う者を対象に、最大で年間

**資料Ⅲ-21 現場技能者として林業へ新規に就業した者(新規就業者)の推移**



注：「緑の雇用」は、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業による1年目の研修を修了した者を集計した値。  
資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

\*36 興梠克久ほか(2006)林業経済, 59(7): 1-15. (「緑の雇用担い手育成対策事業」による調査結果。)  
 \*37 厚生労働省の「職業安定業務統計」によれば、平成24(2012)年3月卒業者の3年後の離職率は、大学卒で32.3%、高校卒で40.0%となっている。  
 \*38 秋田県の試験研究機関である「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改組し、新しい研修制度(秋田県林業トップランナー養成研修)を開始した。詳しくは、「平成26年度森林及び林業の動向」の116ページを参照。  
 \*39 高知県条例により設置された人材育成機関。  
 \*40 山形県では、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)に基づく専修学校を設置。徳島県では、教育・研修機関を設置。

150万円(最長2年間)の給付金を給付する「緑の青年就業準備給付金事業」を実施している。平成25(2013)年度の事業開始以降、この給付金を活用して就業前の人材育成に取り組む県は年々増加しており、平成27(2015)年度には、12府県となっている<sup>\*41</sup>。

**(高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の育成)**

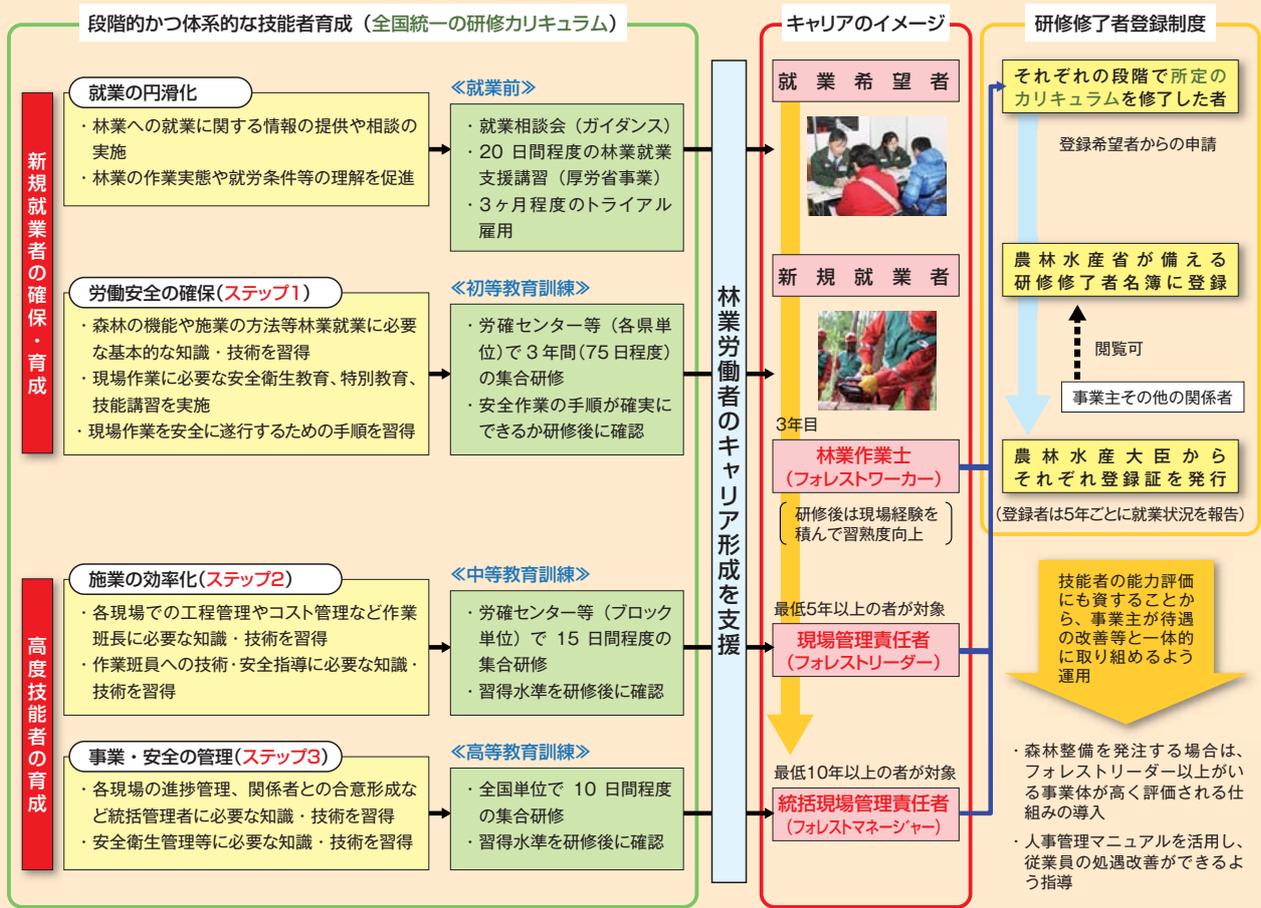
林業作業における高い生産性と安全性を確保し、路網と林業機械を組み合わせた低コスト作業システムを現場で実践するため、専門的かつ高度な知識と技術・技能を有する林業労働者が必要となっている。また、これらの林業技術者の能力が適切に評価され、待遇の改善等が図られることが重要である。

このため、林野庁は、事業主によるOJT<sup>\*42</sup>やOFF-JT<sup>\*43</sup>の計画的な実施、研修カリキュラムの作成、能力に応じた労働者の昇進及び昇格モデルの提示を支援するほか、段階的かつ体系的な研修等を促進することにより、林業労働者のキャリア形成を支援している(資料Ⅲ-22)。

平成23(2011)年度からは、段階的かつ体系的な研修カリキュラムに基づき、新規就業者に対する研修として「林業作業士(フォレストワーカー)研修」を、キャリアアップ研修として「現場管理責任者(フォレストリーダー)研修」及び「統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修」を実施している。

さらに、平成23(2011)年4月には、これらの

**資料Ⅲ-22 林業労働力の育成・確保について**



注：「林業作業士」は、作業班員として、林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得して安全に作業を行うことができる人材、「現場管理責任者」は、作業班に属する現場作業員(作業班員)を指導して、間伐等の作業の工程管理等ができる人材、「統括現場管理責任者」は、複数の作業班を統括する立場から、関係者と連携して経営にも参画することができる人材である。

資料：「現場技術者の育成と登録制度」(林野庁ホームページ「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく取組について」)

\*41 林野庁経営課調べ。

\*42 日常の業務を通じて必要な知識・技能又は技術を身に付けさせる教育訓練。

\*43 日常の業務から離れて講義を受けるなどにより必要な知識・技能又は技術を身に付けさせる教育訓練。

人材がキャリアアップにより意欲と誇りを持って仕事に取り組めるよう、研修修了者の習得した知識、技術・技能のレベルに応じて、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録する制度の運用を開始しており<sup>\*44</sup>、平成27(2015)年12月現在、統括現場管理責任者356名、現場管理責任者932名、林業作業士7,863名が登録されている。

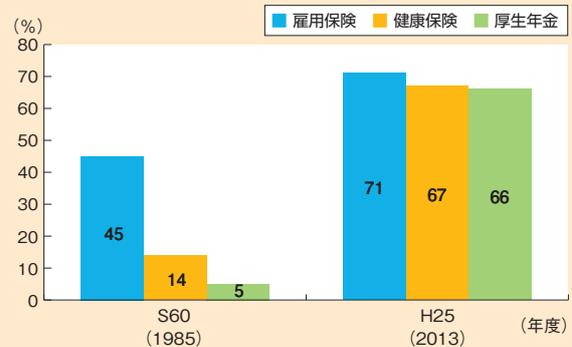
このほか、事業主が、働きやすい職場づくりを進めるとともに、これらの研修により高い能力を身に付けた者を公平かつ公正に処遇できるよう、林野庁では、平成23(2011)年3月に、雇用管理改善に向けたポイントとチェックリスト、事業主が能力評価を導入する際の基準や評価シートの例等を記載した「人事管理とキャリア形成の手引き」を作成し、普及に取り組んでいる<sup>\*45</sup>。平成25(2013)年度からは、能力評価制度を導入する林業事業体に対して、専門家の派遣等を通じた支援を行っており、60の事業体が取組を行った(平成26(2014)年度末時点)。

**(林業における雇用の現状)**

林業労働者の雇用は、林業作業の季節性や事業主の経営基盤のせい弱性等により、必ずしも安定していないことが多い。また、雇用が臨時的、間断的であることなどから、社会保険等が適用にならない場合もある。

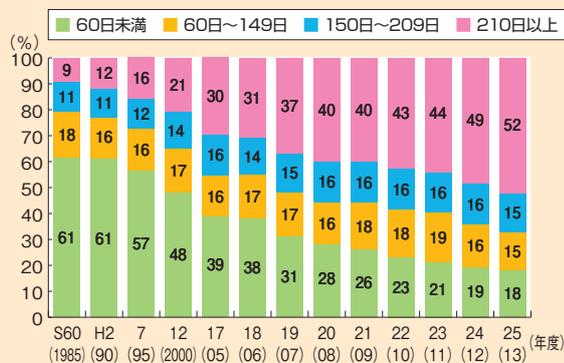
しかしながら、近年は、全国的に把握が可能な森林組合についてみると、通年で働く専門的な雇用労働者の占める割合が上昇傾向にある。森林組合の雇用労働者の年間就業日数をみると、年間210日以上の方の割合は、昭和60(1985)年度には全体の1割に満たなかったが、平成25(2013)年度には5割を上回っている(資料Ⅲ-23)。これに伴い、社会保険が適用される者の割合も上昇している(資料Ⅲ-24)。この傾向は、森林施業のうち、特定の季節に多くの労働者を必要とする植栽や下刈り等の保育の事業量が減少する一方で、通年で作業可能な素材生産の事業量が増加していることによるものと

**資料Ⅲ-24 森林組合の雇用労働者の社会保険等への加入割合**



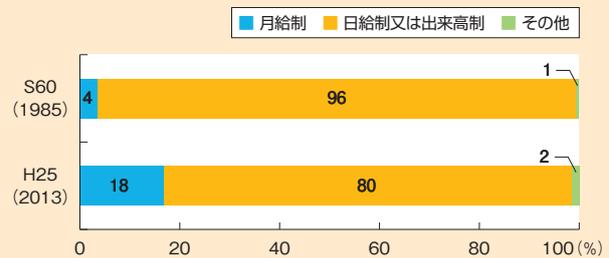
注：昭和60(1985)年度は作業班の数値、平成25(2013)年度は雇用労働者の数値である。  
資料：林野庁「森林組合統計」

**資料Ⅲ-23 森林組合の雇用労働者の年間就業日数別割合の推移**



注：計の不一致は四捨五入による。  
資料：林野庁「森林組合統計」

**資料Ⅲ-25 森林組合の雇用労働者の賃金支払形態割合の推移**



注1：「月給制」には、月給・出来高併用を、「日給制又は出来高制」には、日給・出来高併用を含む。  
注2：昭和60(1985)年度は作業班の数値、平成25(2013)年度は雇用労働者の数値である。  
注3：計の不一致は四捨五入による。  
資料：林野庁「森林組合統計」

\*44 林野庁プレスリリース「フォレストマネージャー等の研修修了者の名簿への登録について」(平成23(2011)年10月28日付け)、「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令」(平成8年農林水産省令第25号)第1条  
\*45 林野庁ホームページ「林業事業体の雇用管理改善と経営力向上の取組について」

考えられる。

また、林業は悪天候の場合に作業を中止せざるを得ないことが多く、事業日数が天候に大きく影響を受けることから、依然として日給制が大勢を占めているが、近年は、月給制の割合も増えている(資料Ⅲ-25)。なお、森林組合が支払う雇用労働者の標準的賃金(日額)について、平成25(2013)年度では、伐出・造林ともに男性では11,000円～12,999円とする組合が最も多くなっているが、伐出は造林に比べて比較的高くなっている(資料Ⅲ-26)。

### (労働災害発生率は依然として高水準)

林業労働における死傷者数は、長期的に減少傾向にあり、平成26(2014)年の死傷者数は1,611人となっており、10年前の平成16(2003)年の2,696人と比べて4割以上減少している(資料Ⅲ-27)。その要因としては、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械の導入や作業道等の路網整備が進化したことにより、かつてに比べて林業労働の負荷が軽減していることや、チェーンソー防護衣の普及等の効果が考えられる。

しかしながら、林業における労働災害発生率は、平成26(2014)年の死傷年千人率<sup>\*46</sup>で見ると26.9となっており、全産業平均の2.3と比較すると11.7倍という高い水準となっている。

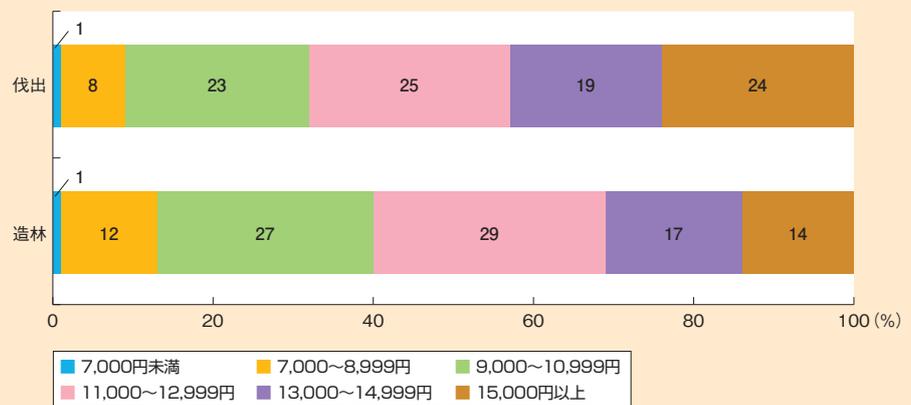
平成24(2012)年から平成26(2014)年ま

での林業労働者の死亡災害についてみると、発生した118件のうち、年齢別では50歳以上が81%となっており、作業別では伐木作業中の災害が61%となっている(資料Ⅲ-28)。

### (安全な労働環境の整備)

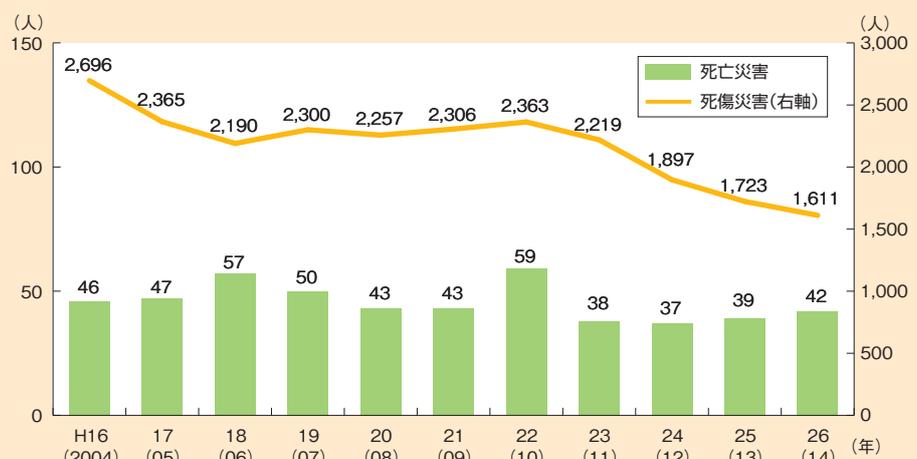
このような労働災害を防止し、健康で安全な職場づくりを進めることは、林業労働力を継続的に確保するためにも不可欠である。このため、林野庁では、厚生労働省や関係団体等との連携により、林業事業者に対して安全巡回指導、労働安全衛生改善対策セミナー等を実施するとともに、「緑の雇用」事業において、新規就業者を対象とした伐木作業技術等

資料Ⅲ-26 雇用労働者に支払う標準的賃金(日額)水準別の森林組合数の割合



注：計の不一致は四捨五入による。  
資料：林野庁「森林組合統計」

資料Ⅲ-27 林業における労働災害発生数の推移



資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」、「死亡災害報告」

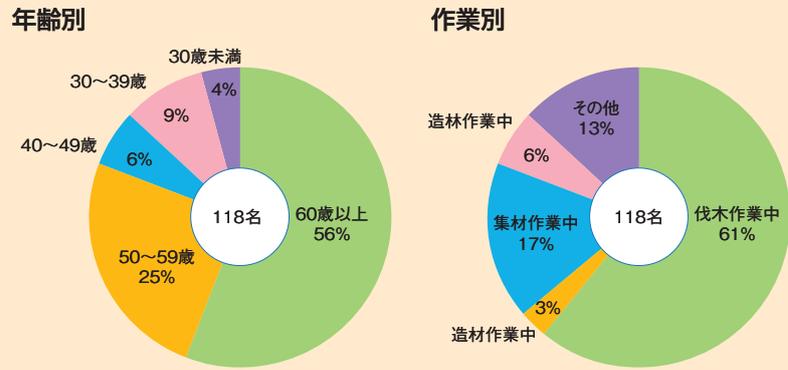
\*46 労働者1,000人当たり1年間に発生する労働災害による死傷者数(休業4日以上)を示すもの。

の研修の強化、安全に作業を行う器具等の開発や改良、最新鋭のチェーンソー防護衣等の導入等を支援している。また、林業事業体の自主的な安全活動を推進するため、林業事業体の指導等を担える労働安全の専門家の養成等に対して支援している。

また、林業と木材製造業の事業主及び団体等を構成員とする林業・木材製造業労働災害防止協会<sup>\*47</sup>では、今後の取り組むべき方向と対策を示した「林材業労働災害防止計画」（平成25(2013)年度～平成29(2017)年度）を策定するなど、林材業の安全衛生水準の向上に努めている（事例Ⅲ-3）。

このほか、民間の取組として、伐木作業に必要な技術及び安全意識の向上に向けた競技大会も開催されている<sup>\*48</sup>。

**資料Ⅲ-28 林業における死亡災害の発生状況（平成24(2012)年から平成26(2014)年まで）**



資料：林野庁経営課調べ。

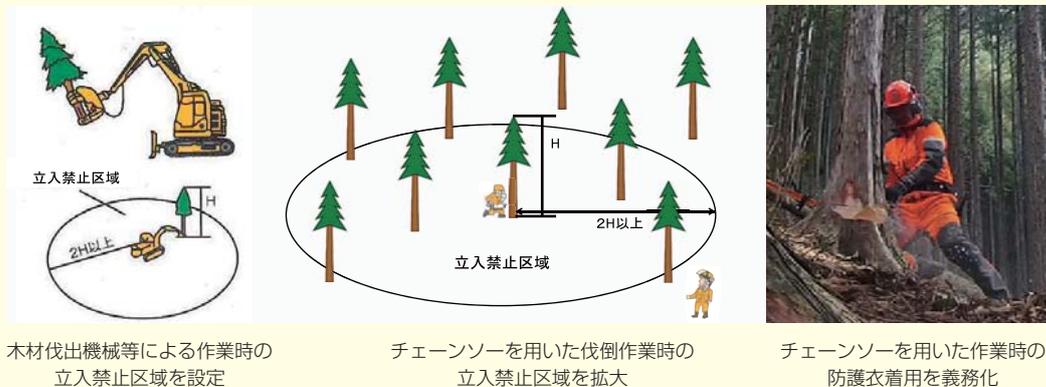
**事例Ⅲ-3 林業・木材製造業における労働安全対策を強化**

林業・木材製造業労働災害防止協会は、同協会会員である林業と木材製造業の事業主が守るべき事項を定めた「林業・木材製造業労働災害防止規程」を変更した。変更された同規程は、平成27(2015)年7月に厚生労働大臣の認可を受け、同10月25日から適用されている。

同規程の変更は、労働安全衛生規則等の改正や林材業における業務内容、作業方法等の変化を踏まえたものである。木材伐出機械等による作業の安全強化、リスクアセスメントの普及定着や熱中症予防の強化についての内容を新たに規定するとともに、チェーンソーを用いた伐倒作業時の立入禁止区域を拡大した。また、チェーンソー作業用防護衣の着用や蜂刺され対策のためのアドレナリンの自己注射器の携帯を義務化し、刈払機について、3点支持の肩掛バンドの装備を努力義務化した。

このように、同規程で労働安全対策を強化したことにより、労働災害の防止がより一層図られることが期待される。

資料：林業・木材製造業労働災害防止協会ホームページ



\*47 「労働災害防止団体法」（昭和39年法律第118号）に基づき設立された特別民間法人。

\*48 競技大会については、「平成26年度森林及び林業の動向」の120ページを参照。

### (林業活性化に向けた女性の取組)

戦後の伐採と造林の時代には、林家の女性たちの多くが造林や保育作業を担っていたが、これらの作業の減少とともに女性の林業従事者は減少した。平成22(2010)年の林業従事者51,200人のうち、女性は3,020人と6%にすぎず、平成17(2005)年の4,488人と比べても減少している(資料Ⅲ-20)。

一方、1970年代から、女性の森林所有者や林業従事者等を会員とする「女性林業研究グループ」が各地で設立されるようになり、平成9(1997)年には「全国林業研究グループ連絡協議会女性会議」が設置され、森林づくりの技術や経営改善等の研究活動を実施してきた。また、平成5(1993)年には、都道府県の女性林業技術職員による「豊かな森林づくりのためのレディースネットワーク・21」が設立され、女性フォーラムの開催、女性用作業着の開発等の活動を実施してきた。これらの林業を職業とする女性に加えて、近年では、学生や様々な職業の

女性たちが林業に関する様々な活動や情報発信を行う「林業女子会」の活動が各地に広がっている\*49。また、女性による狩猟者の組織も各地で設立されている\*50。

### コラム 森林・林業・木材産業に携わる女性が情報発信

平成27(2015)年10月、近畿中国森林管理局の主催により「森林・林業・木材産業で活躍する女性のシンポジウム」が開催された。同シンポジウムでは、企業、研究、行政の最前線で活躍する女性5名により、それぞれの立場での取組の紹介やパネルディスカッションが行われた。同シンポジウムには、森林・林業・木材産業の分野で働く女性をはじめ男女80名の参加があり、女性の活躍を広げるためには、周囲の理解やサポートが必要であるなどの意見が寄せられた。

また、同11月には、同森林管理局の山口森林管理事務所(山口県山口市)主催により「森林フォーラム」が開催され、「森ではたらく女性からみた森の魅力」をテーマに、森林組合で働く女性や林業女子会で活動を行っている女性等、森林・林業に関わる女性4名により、森林・林業に興味を持ったきっかけや現在の活動内容、森の魅力についての紹介等が行われた。



シンポジウムの様子  
(近畿中国森林管理局)



森林フォーラムの様子  
(山口森林管理事務所)

\*49 平成22(2010)年に京都府で結成されて以降、平成27(2015)年12月現在、17都府県で結成されている。

\*50 女性の取組については、「平成25年度森林及び林業の動向」のトピックス(4ページ)参照。